

## 朝が好きになる街安曇野ロゴマーク及びロゴタイプ使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、朝が好きになる街安曇野ロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定め、もって安曇野市のPR、安曇野市製品の販路拡大、本市の産業振興等に寄与することを目的とする。

### (ロゴマーク等に関する権限)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権限は、本市に属する。

### (ロゴマーク等の使用承諾)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本市がその業務の目的において使用する場合
- (2) 本市が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) その他使用承諾の手續を必要としないと市長が認めた場合

### (使用の申込み)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等使用申込書（様式第1号）を市長に提出し、その承諾を得るものとする。

2 朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等使用申込書（様式第1号）を市長に提出するときは、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマーク等の使用内容がわかる企画書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (使用承諾の基準等)

第5条 市長は、前条に規定する申込書の提出があった場合において、その内容を審査し、当該使用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、使用を承諾するものとする。

2 ロゴマーク等の使用が次のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承諾しないものとする。

- (1) 本市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するものと認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

- (4) 特定の個人又は事業者、団体、政党若しくは宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与える場合又はそのおそれがあると認められる場合
  - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
  - (6) 第三者の利益を害するものと認められる場合
  - (7) 本市内で生産、製造又は加工されていない販売商品に使用する場合(原料の一部に本市内で生産されたものが含まれる場合を除く。)
  - (8) その他、市長がロゴマーク等の使用が適当でないとする場合
- 3 市長は、ロゴマーク等の使用を承諾するときは、朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等使用(使用変更)承諾通知書(様式第2号)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用承諾の条件)

第6条 市長は、前条の使用承諾に際し必要があると認める場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 使用承諾の期間は、使用承諾の日から2年以内とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマーク等の使用にあたっては、使用承諾を受けた内容に限ること。
- (3) 使用承諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 「朝が好きになる街安曇野」ロゴマーク等使用マニュアルに従って使用すること。
- (5) ロゴマーク等自体を商品化しないこと。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

(承諾内容の変更等)

第8条 使用者が、使用承諾の内容について変更しようとするときは、あらかじめ朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等使用変更申込書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。

3 市長は、ロゴマーク等の使用承諾の内容の変更を承諾するときは、朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等使用(使用変更)承諾通知書(様式第2号)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(承諾の取消し等)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この規程に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマーク等の使用の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、ロゴマーク等を使用する者に、ロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用の非独占性等)

第11条 この規定による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではない。

2 ロゴマーク等の表示は、当該商品の品質又はサービスの内容を市が保証するものではないため、当該使用にかかる物件に「安曇野市推奨」「認定」等の文言を使用してはならない。

(経費等の負担)

第12条 本市は、本規程によりロゴマーク等の使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 本市は、ロゴマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物件等の欠陥等により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、ロゴマーク等の適正な管理と利用促進を図る観点から、使用承諾の状況及び使用承諾の取消状況、使用事例について情報を公開することができる。

(所管)

第15条 この規程に関する事務は、商工観光部観光交流促進課が所管する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日より施行する。